

補助金制度のご紹介

○「U・Iターン創業加速化事業」の公募

NICO では、U・Iターンにより県内に移住し起業する方。U・Iターンとは新潟県外の居住者が新潟県に転居することをいいます。また、起業準備のために既に新潟県内に移転している方も対象となります。（申請日時時点で転居後1年以内に限る）

U・Iターンでの創業に必要な経費の一部を助成します。

補助金額：創業に必要な経費について、50～100万円を支援

※場合により、上限300万円を支援

公募開始：平成29年 6月 5日（月）

締 切：平成29年10月31日（火）17時30分必着（審査は随時行われます。）

詳 細：<http://www.nico.or.jp/service/13380/>

そ の 他：申請には、地域の商工会・商工会議所から「U・Iターン創業加速化事業確認書」の発行を受ける必要があります。確認書の発行を受けた後に、確認書を含めた申請書類一式を創業・経営革新チームまで提出してください。

※平成29年10月31日（火）までには申請書類を商工会・商工会議所窓口に出し、確認書の発行を受けてください。